

する支配階級・権力である。だから大衆は該会から何等の實際的利益を期待することはできない。況や極度の選舉权・制限選舉等自由の制限專利的該享法規・制限等あるに於てか。

今次の大選舉上於て政友・民政が獲得した圧倒的多数で得票は現該会が何人たゞに存置されたかを物語る所である。我々が該会に参加するに該会的改良の獲得されたばかりではなく該会政治バクシのためである。

二、しかもは第十五該會に於て資本家地主・政府は何と自説見つかるか? 現在政府並に政友會は中立・貢献を抱き込み及村黨を切り離して該會休止於絶対反對立場として退散となつた。

彼等は民政党を廢止するために再度解散論を小口にし、民衆及政府熱意を緩和せんがために又々看板を塗りかえて「税負制減案」を大肆とすると宣伝を始めた。併縦等の全策勅は鐵頭鐵尾民衆に対する偽議であり該會で予算を得て自己の政権を維持せんとする利己主義の他をうなづく。これより彼等が未だ該會に於ける審議權を大札手裏に止め自覺して主要政策「自作農政策 地租税課」の如きは勿論、一般予算の審議まで極力回避してゐる事実

によつて全く明白である。民政党は如何、その倒閣運動の臆病さを見よ。彼等は民衆の反政府熱意をかぶつて政友會と相模抗し得たが今やそばに押され却つて之を阻止しようとしてゐる。彼等に云うば倒閣運動が行き過しことが想い、それは西園寺・御子げんをモニねるやあらうしもうなれば政権が彼等の手に渡ることが後れからである。彼等ハ百万遍田中政府打倒を絶叫を繰りやうとそばには空虚の叫びがあり、民衆を愚弄して政権にありつかんとするあわれむべき示威にす。

三、此處から物を系る結論は何であるか。政友會と民政党はともに地主と資本家との観察派に過ぎず兩者、对立は本質的なものではない。彼等は相もつて第十五該會に於ては治安維持法を第十三該會に於ては七億円・資本家補償金を立可決したのである。なほ革新、革新、革新、群小党派が存続するが彼等は全く無力であり結局に於ては政友・民政・尾を追ふ者である。

第十五該會は政友・民政が政権にあつたために「国民の信託をデリナヒテおやつり人形の舞台」であり民衆・前に醜惡なる取引を美化する歎嘆的な人民計念などは化粧産業黨。一人一代議士が参加したことによる士商富士豪華化はない。失業率參議院失業・耕作放棄・構造改革に勞働者農民の要求とその貫徹など